

2 養護学校の教育

(1) 対象児童・生徒

養護学校は、肢体不自由児を対象として入学させるが、当校では、次の基準により選考の結果許可することになっている。

◆入学判定基準

義務教育をうけるべき年令の者で、上肢、下肢、体幹に不自由なところがあり、そのままでは将来生業を営むうえに、支障をきたすおそれがあると認められる者のうち、次の各項に該当し、療育の可能性の高いと考えられるものとする。

- ① 知能指数が75以上、またを学力が学年相当以上のもの
- ② 室内の移動がひとりのできるもの
- ③ 食事、排泄など、日常生活動作がどうにかできるもの
- ④ 病気が固定して、再発のおそれのないもの
- ⑤ 著しい性格異常でないもの。ただし療育園に在園中の者で入学を希望するものは、別に考慮する。

(2) 学習内容

学習内容は、普通の小・中学校と同様各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等より編成し、教科書については現在郡山市内小・中学校と同じものを使用している。また特殊な面として機能訓練があり、これは障害の部位および程度に応じ、上肢、下肢、体幹、言語等の訓練を行ない、機能の向上を目ざして行なうものである。

(3) 指導方針

- ① 障害の部位および程度に応じ、負担過重にならぬよう配慮するが、できうる限り、普通児の立場において実践させる。
- ② 実態を把握し、それぞれの能力に応じた指導を行ない、その子なりの学力を身につけさせる。
- ③ 不自由を克服し将来民主社会で積極果敢に生き抜く、たくましい精神力を養う。
- ④ 依頼心を排除して自主的な態度や能力を養う。
- ⑤ 健康と安全に留意し、機能を生かして生活する技能を高める。
- ⑥ ゆがめられた心やひがんだ社会観を除き、円満な明るい性格を培う。

(4) 昭和38年度の主な学校行事

月別	項 行 事 名	内 容
4 月	春 の 遠 足	バス貸切により石筵へ遠足を行う
5 月	校 庭 植 樹	入学記念としてプラタナスの植樹を行う
6 月	父兄の学校参観 歯の衛生週間行事 学 力 検 査 療育園児童生徒の入学開始	第1回の父兄参観日を開き学級懇談 P T A 結成について懇談 歯科医の歯の衛生講話と映画会を開催 国語、算数(数学)について学力調査を行う 6月13日より入学を開始、その後11回にわたり次々入学し学年末において69名となる
7 月	歯科機械器具の披露 P T A 総 会	郡山市影山四郎氏より歯科機械器具の寄贈があり児童生徒に披露 P T A を結成し今年度の事業計画ならびに予算審議を行う
9 月	県教委の学校訪問 父兄学校参観 父兄の整地作業	学務課並びに指導室より来校、学校運営全般について指導をうける 各学級の授業参観と併せて音楽クラブの器楽合奏を披露 遊園地の除草ならびに整地作業を行う
10 月	秋の遠距修学旅行 全 校 運 動 日	バス貸切により遠足を三森峠、舟津公園方面へ日帰り、修学旅行は仙台、松島方面へ一泊二日の日程で実施 中庭で校内運動会を開く
11 月	校 内 展 覧 会 父 兄 参 観 日 防 火 訓 練	習字、図画、工作品、家庭科作品などの展覧会を開く 校内展覧会作品の観賞や運動会、旅行等の自作幻灯スライドの上映それに器楽合奏を披露 郡山市消防署の協力を得て避難、消火、通報訓練を行う
2 月	学 芸 発 表 会	学級単位に、げき、遊び、合奏など12種目を披露
3 月	修、卒 業 式 昭和39年度入学児童、生徒募集	小学部10名、中学部7名の卒業と、83名の修了 計100名の修、卒業式を行う 3月27日選考を行う